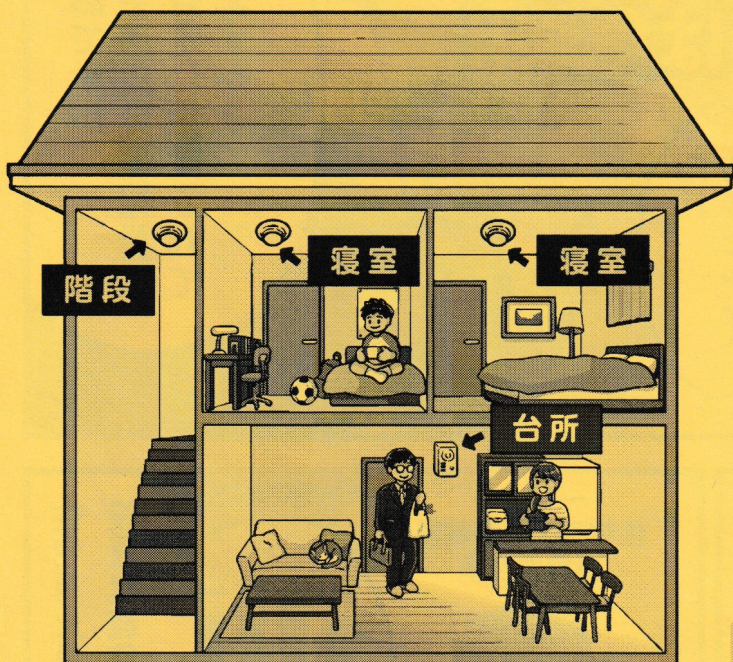




必ず  
設置

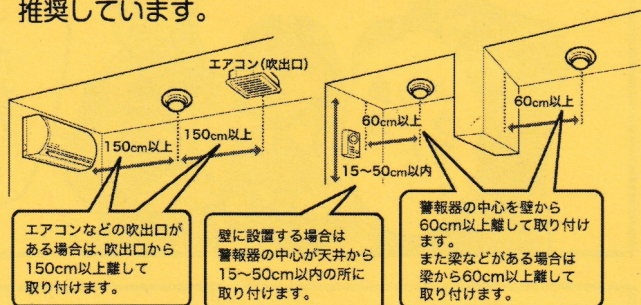
# 住宅用火災警報器の設置場所について



2008年6月よりすべての住宅の寝室に火災警報器の設置が義務付けられています。

建物によっては階段や廊下にも設置が必要です。

また、義務にはなっていませんが、台所への設置を推奨しています。



エアコンなどの吹出口がある場合は、吹出口から150cm以上離して取り付けます。

壁に設置する場合は警報器の中心が天井から15~50cm以内の所に取り付けます。

警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。また梁などがある場合は梁から60cm以上離して取り付けます。

取り付けの位置も、エアコンの吹出口の近くや壁の近くを避けて設置しましょう。

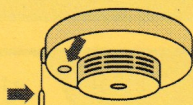
取り付け場所の詳細をWEBでもご確認できます



定期  
点検

## 定期的に動作確認を

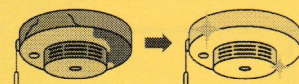
春秋の火災予防運動の時期に火災警報器の動作確認を行いましょう。火災警報器にある点検ボタンを押すか点検紐をひっぱり確認することができます。動作確認をしても警報器が反応しない場合は、本体の故障か電池切れの可能性があります。本体または電池を交換しましょう。



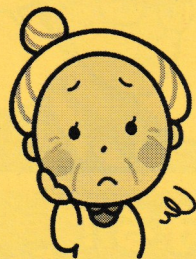
最長  
10年で  
交換

## そろそろ交換かも...

火災警報器が火災時以外に警報がなった場合は、故障の恐れがあります。取扱説明書を確認するか、メーカーへお問い合わせください。設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。



高い所の  
取り付けは不安だわ



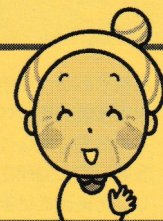
## 住宅用火災警報器の取付け等支援実施中!

自ら住宅用火災警報器を設置することが困難な高齢者等の世帯を対象に、取付け又は取替えの支援を実施しています。

お気軽にご相談ください

まずは消防本部予防課または防災ボランティアへご連絡ください。

防災ボランティア 問合せ先：090-4794-8863 〈担当：伊藤〉



火災警報器でお困りごとやご不明点などございましたらお気軽に「予防課」までお問い合わせください。

一宮市消防本部

予防課

☎(0586)72-1280

✉yobo@city.ichinomiya.lg.jp

後援／一宮市少年婦人防火委員会